

商工会だより

発行：高山西商工会

「持続化給付金」申請サポートキャラバン隊会場のご案内（申請期限：来年1月15日）

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者の皆様へ、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金として支給するものです。期間限定で持続化給付金の申請サポートキャラバン隊会場が下記のとおり設置されています。申請方法がわからない方はぜひご利用ください。

【期間】 10月29日(木)～11月11日(水)
9:00～17:00 土曜日休館 ※最終日は15:00で終了

【会場】 久々野公民館3階(久々野町久々野1505-4)

【電話】 0120-279-292 もしくは 03-6832-6631 ※要予約
詳細につきましては商工会までお問合せください。



《WEBサイト》

無料法律相談所のご案内

直接弁護士に相談できる無料法律相談所を下記のとおり開設します。相談を希望される方は、商工会までご連絡ください。

【日時】 12月8日(火)
13:00～17:00

【会場】 久々野公民館2階

【申込期限】 12月4日(金)
※定員になり次第締め切り

「岐阜県中小企業販路開拓等緊急支援補助金」のご案内

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症により停滞している地場産業の事業意欲を喚起するため、県内地場産業の中小企業や組合等が取り組む国内・国外における見本市等への出展・開催や新商品開発・改良などの経費を補助しています。

【対象者】 製造業に属する県内中小企業者、県内地場産業の組合等、実行委員会、連携体

【対象事業】 ①国内・海外の見本市等への出展(オンライン開催含む)、見本市等の開催、ECサイトでのフェア開催
②商品開発・改良、担い手育成

【補助金額】 補助上限額:50～1,000万円(取り組む事業により異なります)、補助率:3/4以内

【実施期間】 交付決定日(申請から2～3週間後)～令和3年2月28日(日)

【募集期間】 10月8日(木)～12月28日(月) ※予算額に達した時点で終了



《詳細はこちら》

新型コロナウイルス感染症対応BCP策定のためのWEB講習会&個別相談会のご案内

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症および大規模地震や水害に共通的に対応できるBCP(事業継続計画)基本モデルを作成しました。はじめてBCPに取り組む方だけでなく、今のBCPをさらにブラッシュアップさせたい方にも役に立つ構成となっています。

WEB講習会では、BCP基本モデル(新型コロナウイルス感染症対応事業継続計画書)の活用方法を分かりやすく解説します。

個別相談会では、新型コロナウイルス感染症の知見を有するBCPの専門家が、BCPの策定・見直しを支援します。

【開催期間】 令和2年10月～令和3年2月 毎週水曜 《講習会》13:00～14:30 《相談会》9:00～18:00

【開催形式】 WEB開催(Zoom) ※個別相談のみ電話でも可

【参加要件】 岐阜県内に本社または事業所を有する企業等。

【申込方法】 申込用紙を記入の上、メールにて申込。申込を希望される方は商工会までご連絡ください。



《詳細はこちら》

「LINE公式アカウントを活用したECサイトのためのリピーター増加術」セミナーのご案内

ネットショップ店舗等を対象に、集客に利用できる「LINE公式アカウント」についての活用術をご紹介します。事例やデモンストレーションによる機能説明等を交えた実践的な内容で、「LINE公式アカウント」を利用したリピーター獲得術や集客アップにつなげる方法を学べます。YouTubeLiveによるライブ配信もありますので、是非ご参加ください。

【日時】 11月17日(火)13:30～16:00

【会場】 大垣市情報工房(大垣市小野4-35-10) ※定員20名 ※オンライン受講は人数制限なし

【講師】 アイシーブ代表 Webコンサルタント 小澤卓也氏

【対象】 岐阜県内のネットショップ事業者 ※これからネットショップを始めようとしている方も参加可能

【主催】 ぎふネットショップ総合支援センター



《詳細はこちら》

高山合同庁舎への移転のお知らせ

合同庁舎完成に伴い、下記の通り移転が予定されています。

11月9日～ 高山税務署

11月24日～ 高山公共職業安定所(ハローワーク高山)

高山地方法務局高山支部

【所在地】 高山市昭和町2丁目220番地

【アクセス】 JR高山駅 白山口(西口)から徒歩5分

高山西商工会ラインアカウントのご案内

高山西商工会では独自のラインアカウントにて、セミナーや補助金・助成金等の支援施策、商工会活動等の情報をスピーディにお届けしています。“商工会だより”ではお知らせしていない情報も配信していますので、是非高山西商工会ラインアカウントをご登録ください。



《登録↑↑》

行きます！聞きます！提案します！



高山西商工会

一之宮本所

〒509-3505

高山市一之宮町3575-1

TEL:0577-53-3112

FAX:0577-53-3129

清見支所

〒506-0102

高山市清見町三日町165

TEL:0577-68-3366

FAX:0577-68-2570

荘川支所

〒501-5413

高山市荘川町新淵446

TEL:05769-2-1019

FAX:05769-2-2559

新型コロナウイルスにより事業収入が減少した中小事業者の令和3年度固定資産税等が軽減されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業・小規模事業者の保有する事業用建物や設備の固定資産税及び都市計画税について、令和3年度分に限り申告によりゼロまたは1/2となります。

【減免対象】 事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税、事業用家屋に対する都市計画税

【軽減率】 令和2年2月～10月までの連続する任意の3カ月間の事業収入が前年同期に比べて

⇒ 50%以上減少……全額軽減

⇒ 30%以上50%未満減少……2分の1軽減

【申告方法】 認定経営革新等支援機関等の確認を得た必要書類とともに、税務課又は各支所地域振興課に申告。

※認定経営革新等支援機関等については中小企業庁のHPでご確認いただけます。(商工会も認定支援機関です)

【申告期限】 令和3年2月1日(月)消印有効



《詳細はこちら》

マル経融資制度（小規模事業者経営改善資金融資制度）のご案内

マル経融資は、商工会の推薦により日本政策金融公庫が無担保・無保証・低金利で利用できる融資制度です。

「年末に向けて忙しくなりそうなので、仕入資金を調達したい。」「大規模な受注が入りつなぎ資金を確保したい。」「設備が老朽化したので、新しいもの買い替えたい。」等、資金調達を検討されている場合は早めに商工会へご相談ください。

融資の実行までにはご用意いただく書類や審査・手続き等に時間を要しますので、早め早めのご相談をお願い致します。(経営状況等により、融資ができない場合もあります)

融資対象	・常時使用する従業員が商業・サービス業では5人以下、製造業・その他では20人以下の事業者 ・所得税・法人税などの税金を完納していること。 ・日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外 ※決算状況等により、融資できない場合もございますので、まずはご相談ください。
融資限度額	2,000万円以内
返済期間	運転資金:7年以内 / 設備資金:10年以内
融資利率	1.21%(令和元年11月1日現在)
保証人・担保	保証人・担保不要

日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症関連の融資制度について

融資制度	利用要件	限度額	返済期間	利率
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方等	8,000万円(別枠)	設備20年以内 運転15年以内 (据置5年以内)	・1.26%→0.36%(3年間金利引下げ▲0.9%) ・0.36%→0.00%(特別利子補給)
新型コロナウイルス対策マル経融資	最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方	1,000万円(別枠)	設備10年以内 (据置4年以内) 運転7年以内 (据置3年以内)	・1.21%→0.31%(3年間金利引下げ▲0.9%) ・0.31%→0.00%(特別利子補給)

【問合せ先】 日本政策金融公庫岐阜支店 国民生活事業(電話:058-263-2136)または商工会までお問い合わせください。

現在「小規模事業者持続化補助金」＜一般型＞と＜コロナ特別対応型＞が公募中です

＜一般型＞

【対象事業】 小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組

【補助金額】 補助上限額:50万円(補助率2/3)

【申請期限】 第4回…令和3年2月5日(金)消印有効(実施期間:交付決定日～令和3年11月30日)

＜コロナ特別対応型＞

【対象事業】 小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組

※補助対象経費の1/6以上が、A～Cの要件に合致する投資であること

A:サプライチェーンの毀損への対応 B:非対面型ビジネスモデルへの転換 C:テレワーク環境の整備

【補助金額】 補助上限額:100万円(補助率2/3[A類型]、3/4[B・C類型])

【申請期限】 第5回(最終)…令和2年12月10日(木)必着(実施期間:交付決定日～令和3年10月31日) 《詳細はこちら》



《詳細はこちら》



《詳細はこちら》

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット

安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

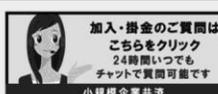
3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

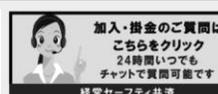
24時間・365日
お問い合わせ
可能に
なりました

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)



小規模共済 検索



経営セーフティ共済 検索

Be a Great Small.
中小機構